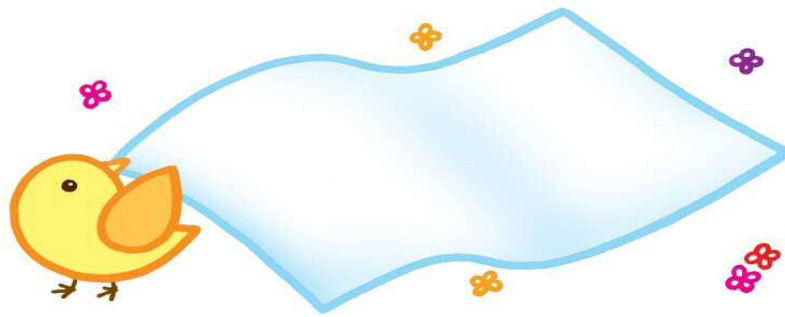


(令和5年7月現在)

# ひとり親家庭の皆さんへの お知らせ



東大阪市 子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号(市役所7階)

近鉄けいはんな線「荒本駅」1番出口 西へ

TEL 06-4309-3194(直通)

FAX 06-4309-3817

MAIL kodomokatei@city.higashiosaka.lg.jp

ホームページ

ホームページアドレス

[http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/43-1-0-0-0\\_16.html](http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/43-1-0-0-0_16.html)

## <目 次>

### 1. 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦とは

- (1) 母子家庭の母とは ..... P 1
- (2) 父子家庭の父とは ..... P 1
- (3) 寡婦とは ..... P 1

### 2. 相談の窓口

- ◆母子・父子自立支援員 ..... P 1
- ◆東大阪市母子福祉推進委員 ..... P 2
- ◆民生委員・児童委員 ..... P 2
- ◆主任児童委員 ..... P 2

### 3. 仕事のこと

- ◆就業支援事業等 ..... P 3
  - <母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援> ..... P 3
  - <就業支援講習会の開催> ..... P 4~5
- ◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ..... P 6
- ◆その他の就労相談窓口 ..... P 7~9
- ◆母子・父子家庭自立支援給付金制度<教育訓練給付金> ..... P 10
  - <高等職業訓練促進給付金等> ..... P 11
- ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ..... P 12
- ◆自立のための資格取得に向けての貸付制度 ..... P 13
  - <ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業><母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 技能習得資金>
  - <大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金><大阪府社会福祉協議会 介護福祉士修学資金>

### 4. 教育費のこと

- ◆日本学生支援機構奨学金貸付 ..... P 14
- ◆大阪府育英会奨学金・大阪府育英会入学資金貸付 ..... P 15
- ◆東大阪市入学準備金貸与 ..... P 15
- ◆減免等の制度について ..... P 15~16
  - <高等教育の修学支援新制度>
  - <高等学校等就学支援金><私立高等学校等授業料支援補助金>
  - <奨学のための給付金><小・中・義務教育学校の就学援助費制度>

## 5. 養育費のこと

- ◆養育費確保支援補助金について ..... P17
- ◆公正証書等作成支援補助金 ..... P18

## 6. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付について

- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付について ..... P19~21
- 母子・父子・寡婦福祉資金一覧 ..... P22~23

## 7. 子どもの居場所のこと

- ◆子ども食堂 ..... P24
- ◆小学生を対象とした学習支援 ..... P24

## 8. 暮らしのこと

- ◆児童扶養手当 ..... P25
- ◆遺族基礎年金・遺族厚生（共済）年金 ..... P25
- ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ..... P25
- ◆保育所への入所 ..... P25
- ◆育児相談等 ..... P25
- ◆ファミリー・サポート・センター事業 ..... P26
- ◆子育て短期支援事業 ..... P26
- ◆母子生活支援施設 ..... P26
- ◆JR通勤定期乗車券の特別割引制度 ..... P26
- ◆東大阪市営住宅 期限付き若年者世帯向け住宅 ..... P26
- ◆府営住宅の福祉世帯向け募集 ..... P27
- ◆その他の相談窓口 ..... P28~30

# 1. 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦とは

## (1) 母子家庭の母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、又は婚姻によらないで母となった等）女子で、20歳未満の児童を扶養している方

## (2) 父子家庭の父とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等）男子で、20歳未満の児童を扶養している方

## (3) 寡婦とは

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項）

※「配偶者」には内縁関係の夫・妻を含み、「婚姻」には内縁関係を含みます。

# 2. 相談の窓口

## ◆母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、ひとり親家庭）の方を対象に、福祉事務所及び子ども家庭課に配置している母子・父子自立支援員が生活全般のお困りごとや子どもの進学等にかかるお金のこと、その他いろいろな身の上相談、仕事のことや自立のための資格取得の相談等に応じています。

※来所の際には、必ず、お電話で日時をご予約ください。

	TEL	FAX
東福祉事務所 子育て支援係	072-988-6619	072-988-6671
中福祉事務所 子育て支援係	072-960-9274	072-964-7110
西福祉事務所 子育て支援係	06-6784-7982	06-6784-7677
東大阪市役所 子ども家庭課	06-4309-3194	06-4309-3817

## ◆東大阪市母子福祉推進委員

母子福祉推進委員は、東大阪市内に居住する母子家庭の母及び寡婦の方を対象に、概ね小学校の通学区域ごとに1名、市長に委嘱された委員が地域の身近な相談者として相談に応じています。母子福祉推進委員は、東大阪市母子寡婦福祉会の会員の中から推薦を受けた方が担ってくださっています。(不在となっている小学校の区域もあります。)

(問合先) >>> 子ども家庭課(本庁7階) TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3817  
>>> 東大阪市母子寡婦福祉会事務局(東大阪市社会福祉協議会内)  
TEL06-6789-7201 FAX06-6789-2924

### 《ご存知ですか?東大阪市母子寡婦福祉会》

東大阪市母子寡婦福祉会は、会員数1000人を超える母子福祉団体で、さまざまな行事や活動を通して、母子家庭の親子、寡婦の方の生活を応援しています。母子家庭の方が子どもを育て、生きていくことはとても大変ですが、仲間がいると元気になれるものです。心配ごとや悩みごとをひとりで抱えず、同じ悩みをもつ仲間と情報交換や情報共有をして、気持ちを軽くしましょう。会の活動等、お気軽にお問合せください。

<申込・問合先>

東大阪市母子寡婦福祉会事務局(東大阪市社会福祉協議会内)  
TEL06-6789-7201 FAX06-6789-2924

<受付時間> 平日 9時~17時まで ※相談含む

## ◆民生委員・児童委員

各地域におられる、担当の民生委員・児童委員が生活上のことや子どものこと等の相談に応じています。校区の民生委員・児童委員にご相談ください。

(担当民生委員・児童委員が不明な場合の問合先) >>>

生活支援課(本庁8階) TEL06-4309-3182 FAX06-4309-3848  
(問合先) >>> 地域支援課(本庁7階) TEL06-4309-3252 FAX06-4309-3818

## ◆主任児童委員

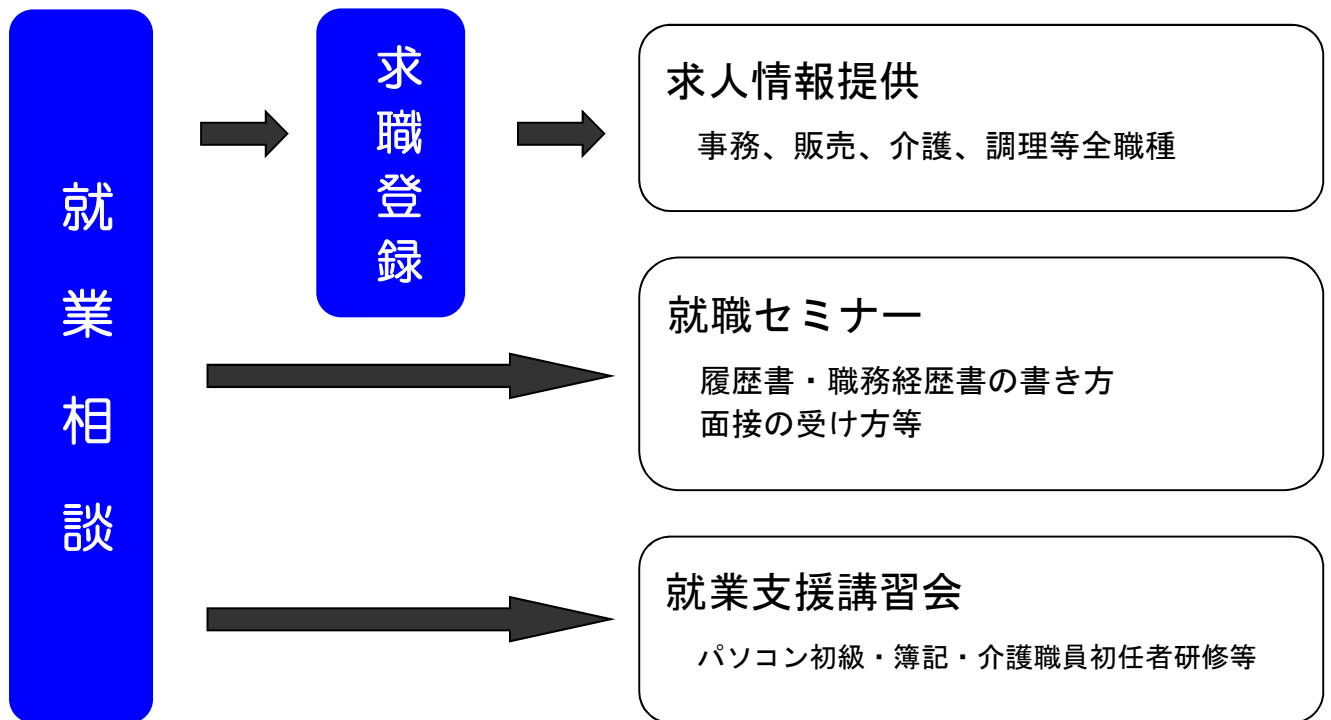
地域における児童福祉に関することを専門的に相談に応じています。

(問合先) >>> 地域支援課(本庁7階) TEL06-4309-3252 FAX06-4309-3818

### 3. 仕事のこと

#### ◆就業支援事業等

母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の方の自立のため、就労相談・情報の提供等一貫した就労支援サービス《ハローワークの利用方法、就労に役立つ訓練校・講座・セミナー等の情報提供、応募書類（履歴書・職務経歴書）の作成・面接の受け方等》を個別に提供し、就労につながるまでのお手伝いをします。



相談日（要予約） 専門相談員による面接相談・電話相談

（問合先）母子家庭等就業・自立支援センター

※ 月曜日～金曜日 10時～16時（保育あり）

TEL06-6748-0263 FAX06-6748-0264

※ 東大阪市においても出張就業相談を毎月1回行っています。

（詳しくは市政だよりでお知らせします）

## 《就業支援講習会》

ひとり親家庭の方の自立促進と生活の安定を図るために、就職に役立つ知識・技能の習得を目的とした講座及び面接セミナー等を開催しています。

各講座の概要について、下記の表をご確認ください。詳しい日程等については大阪府母子寡婦福祉連合会ホームページの「講座案内」をご参照ください。

令和5年度 大阪府ひとり親家庭等就業支援講習会						
講座名	日程	定員	時間	会場	受講料	締切
【介護職員研修】 実務者 金曜コース	全9回 6/9～7/7、 8/4、8/18又 は25 開講式 5/27 閉講式 9/30	12名	9時～18時 (講義により 変動あり)	未来ケアカレッジ難波校 大阪府立母子・父子福祉 センター	教材費 15,000円	4/27(木)
【介護職員研修】 実務者 土曜コース	全9回 6/10～7/8、 8/5、8/19又 は26 開講式 5/27 閉講式 9/30	12名	9時～18時 (講義により 変動あり)	未来ケアカレッジ難波校 大阪府立母子・父子福祉 センター	教材費 15,000円	4/27(木)
【試験対策】 登録販売者	全7回 5/13～6/24 土曜日	20名	10時～16時	大阪府立母子・父子福祉 センター	教材費 6,000円 別途試験料	4/13(木)
【介護職員研修】 初任者 土曜コース	全17回 7/8～8/5、 8/19～10/21 開講式 7/1 閉講式 11/25	20名	10時～17時 (講義により 変動あり)	未来ケアカレッジ布施校 大阪府立母子・父子福祉 センター	教材費 10,000円	6/1(木)
【試験対策】 ケアマネジャー 試験対策講座	全6回 7/29～9/9 土曜日	20名	10時～16時	大阪府立母子・父子福祉 センター	教材費 6,000円 別途試験料	6/29(木)
【試験対策】 パソコン初級(日曜 コース) ワードの基礎とエク セル3級	全8回 10/22～12/17 ※11/12休み	25名	10時～16時	高槻市立総合市民交流セ ンター	教材費 8,000円 別途検定料	9/22(金)
【試験対策】 介護福祉士 ※第36回介護福祉 士国家試験申込者	全6回 9/30～11/4 土曜日	24名	10時～16時	大阪府立母子・父子福祉 センター	教材費 5,000円 別途試験申込	8/30(水)
【試験対策】 日商簿記3級	全11回 11/11～1/27 土曜日 ※12/30休み	20名	10時～16時	大阪府立母子・父子福祉 センター	教材費 5,000円 別途試験料	10/11(水)

講座名	日程	定員	時間	会場	受講料	締切
【試験対策】 パソコン初級（木曜 コース） ワードの基礎とエク セル3級	全8回 1/13～3/2	20名	10時～16時	場所未定	教材費 8,000円 別途検定料	12/13(水)

### 《就業支援講習会申込み方法》

ホームページの講座案内(メールフォーム)、または往復はがきでお申し込みください。

#### ① 【ホームページ (メールフォーム)】

<https://osakafu-boshiren.jp/course/shyugyou/>



#### ② 【往復はがき】

(往信)	<input type="checkbox"/> 往信 母子家庭等就業・自立支援 センター御中	537-0025 大阪市東成区中道一―三―五九 大阪府立母子・父子福祉センター	<b>記入不要</b>  抽選結果を記入し 返信します
(返信)	<input type="checkbox"/> 返信 申込者住所 氏名 様 ※必ず「様」を記入し てください	①希望講座名 ②住所 ③氏名 (ふりがな) ④年齢 ⑤職業 ⑥電話番号 (自宅・携帯) ⑦受講動機 ⑧保育の有無 (氏名・年齢)	

【対 象】 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方  
 【申込方法】 往復はがきに①希望講座名②住所③氏名  
 ④年齢⑤職業⑥電話番号 (自宅・携帯)  
 ⑦受講動機⑧保育希望の方は子の氏名・  
 年齢を明記

【注意事項】 ①申込は、開講 2 ヶ月前から受付。1 講  
 座につき 1 通  
 ②応募多数の場合は締切後抽選  
 ③各講座で就職セミナー受講が必須  
 ④日程は変更になる場合あり  
 ⑤全講座保育あり(2才～小学校入学前)

【申込・問合せ先】〒537-0025  
 大阪市東成区中道 1-3-59  
 大阪府立母子・父子福祉センター内  
 母子家庭等就業・自立支援センター  
 TEL06-6748-0263 FAX06-6748-0264

(問合せ) >>> 大阪市東成区中道 1-3-59 大阪府立母子・父子福祉センター内  
 母子家庭等就業・自立支援センター  
 TEL 06-6748-0263  
 FAX 06-6748-0264



## ◆母子・父子自立支援プログラム策定事業

# プログラム策定事業の ご案内



東大阪市では、児童扶養手当を受給されている方々に対して自立を促進するために、母子・父子自立支援員が面談を行い、母子家庭等就業支援・自立支援センターやハローワーク等の関係機関と連携しながら、あなたの自立をサポートします。

### ★ 自立支援プログラムとは：

現在の状況・今後に望むことをお聞きします。



自立・就労を困難にしている要因を整理し、克服するための支援策を一緒に考えます。



自立目標をたて、支援内容を検討し、設定します。



※プログラム策定には申請者の同意が必要です



(問合先) >>> 福祉事務所子育て支援係 (P1 参照)

## ◆その他の就労相談窓口

### ☆ ハローワーク布施

ハローワークでは再就職の促進を図るため、きめ細やかな職業相談、職業紹介等を行っています。また、再就職に向けて必要な知識・技能の習得やレベルアップを図るための職業訓練に関する情報提供を行っています。

※ 土曜日は、求人検索パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取扱いとなりますので、ご注意ください。

(問合先) >>> ハローワーク布施 TEL 06-6782-4221

(部門コード) 41# → 職業相談・職業紹介  
42# → 職業訓練に関する相談・申請等  
43# → 障害のある方の職業相談  
44# → 新規学卒者の職業相談  
45# → 子育てをしながら就職を希望  
する方への職業相談・職業紹介

<受付時間> 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分  
土曜日 10時～18時  
(日曜・休祝日及び年末年始休み)

<ホームページ> <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list/fuse.html>



### ☆ マザーズコーナー (ハローワーク布施内)

子育てをしながら就職を希望する方等を対象に、担当・予約制によるきめ細やかな職業相談、就職までのプランニング、再就職に役立つセミナーの案内、履歴書等の書き方の指導や模擬面接を実施しています。チャイルドスペースを設置。

(問合先) >>> ハローワーク布施 マザーズコーナー TEL 06-6782-4221 (45#)

<受付時間> 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分  
(土曜・日曜・休祝日及び年末年始休み)

### ☆ 大阪マザーズハローワーク

子育てをしながら就職を希望する方等、仕事と家庭の両立を希望する方に対する求人情報の提供及び職業相談・職業紹介を行っています。子ども見守りスタッフを配置。チャイルドスペース、授乳室を設置。

(問合先) >>> 大阪マザーズハローワーク TEL 06-7653-1098

<受付時間> 月曜日～金曜日 10時～18時30分  
(土曜・日曜・休祝日及び年末年始休み)

### ☆ 大阪福祉人材支援センター

大阪福祉人材支援センターでは福祉の仕事や資格、就職の仕方等について、相談・助言を行うほか、無料職業紹介、福祉の仕事についての啓発事業、資格取得や復職する際の貸付制度等を行っています。ホームページでも各種の情報発信をしており、全国の福祉人材センター取り扱いの求人を見ることができます。

また、保育士有資格者で現在、保育施設等で勤務していない、いわゆる「潜在保育士」に対する就職・復職支援を行う「大阪府保育士・保育所支援センター」も設置しています。

(問合先) >>> (福)大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター

TEL 06-6762-9020

《福祉の求人が見られるホームページ》

福祉のお仕事ホームページ：<http://www.fukushi-work.jp/>



《大阪福祉人材支援センターのセミナー等の案内が見られるホームページ》

大阪福祉人材支援センターホームページ：<http://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter/>



## ☆ 就労支援センター

就労や就職活動にお困りの方を支援するため、市内3か所に相談窓口を設置しています。就労支援センターでは、専門の就労支援コーディネーターが現状をお伺いし、「働く」ためにはどうしたらよいのかを一緒に考え、お一人お一人に寄り添った就労のサポートをしています。（相談は無料・秘密厳守です）

●サポート内容 ※仕事の紹介・あっせんはしていません。

就職についてのアドバイス・自分に合った仕事探し・応募書類の書き方・面接の練習  
求人情報や職業訓練に関すること・支援機関や制度のご案内

※相談は事前予約制です。各就労支援センターにお問い合わせください。

（問合先）>>> 永和就労支援センター TEL 06-6727-1920

<利用時間> 火曜日 9時～12時・12時45分～16時  
（祝日及び年末年始休み）

>>> 意岐部就労支援センター TEL 06-6784-5811

<利用時間> 木曜日 9時～12時・12時45分～16時  
（祝日及び年末年始休み）

>>> 就活ファクトリー東大阪 TEL 06-4306-5475

<利用時間> 月～金曜日 9時～17時30分  
（祝日及び年末年始休み）

## ☆ 就活ファクトリー東大阪

ヴェル・ノール布施4階にある就職を希望するすべての方に対して、相談やキャリアカウンセリング、各種セミナー等を実施しています。託児付きセミナーなども定期的で開催しています。（就職先の紹介や斡旋はしていません。）

（問合先）>>> 就活ファクトリー東大阪 TEL 06-4306-5360

<利用時間> 月曜日～金曜日 9時～17時30分  
（土曜・日曜・祝日及び年末年始休み）

## ☆ 生活さいけん相談室

生活に困っている方より相談を受け、生活再建に向けた支援プランを共に考え、就労支援や家計の見直し、債務整理等の支援をすすめていく窓口です。

また、離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方に対し、住居確保給付金を支給し、住宅の確保及び就労による自立への支援を行います。

※生活保護を受給していない方が対象です。

※個別の事情に応じて他機関と連携する場合があります。

※住居確保給付金は一定の資産収入等に関する要件等を満たしている方が対象で、他にも給付要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

(問合先) >>> 生活支援課(本庁8階) TEL06-4309-3182 FAX06-4309-3848  
住居確保給付金相談窓口(ヴェル・ノール布施4階)  
TEL06-6748-0102 FAX06-6748-0103  
<利用時間> 月曜日~金曜日 9時~17時30分  
(土曜・日曜・休日及び年末年始休み)

## ◆ 母子・父子家庭自立支援給付金制度

母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で、現に児童《20歳未満》を扶養しているものをいう。）を対象に、自立の促進を図るため、能力開発の取組を支援します。

### ＜自立支援教育訓練給付金＞

就職に結びつく可能性の高いと思われる指定した講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講費用の軽減を図るため、給付金が支給されます。ただし、受講前の事前申請が必要です。

※雇用保険法の規定による教育訓練給付金の受給資格を有している方も対象となります。

※雇用保険法に規定する教育訓練であって、職業に必要な実践的かつ専門的なものとして、都道府県知事等が指定する講座（専門実践教育訓練給付金対象講座）を受講される場合も、給付の対象となります。

（対象者：東大阪市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の全ての要件を満たす方）

- ・児童扶養手当の支給を受けていること、又は同様の所得水準にあること。
- ・支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して当該教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること。
- ・過去に訓練給付金を受給していないこと。

（支給額）

①受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない方

受講費用の60%に相当する額（上限20万円とし、1万2千円以下のものは除く。

ただし、専門実践教育訓練を受講する場合は、修学年数に40万円を乗じた額（最大160万円）が上限。）

②受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有している方

受講費用の60%に相当する額（上限20万円とし、1万2千円以下のものは除く。ただし、専門実践教育訓練を受講する場合は、修学年数に40万円を乗じた額（最大160万円）が上限。）から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額（その額が1万2千円以下のものは除く。）

（対象講座：毎年4月1日と10月1日に指定講座は更新されます。）

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（ハローワークでも閲覧できます。）

○教育訓練給付金制度 厚生労働大臣指定教育訓練給付金 検索システム

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



（問合先）>>> 子ども家庭課（本庁7階）TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3817  
福祉事務所子育て支援係（P1参照）

## <高等職業訓練促進給付金等>

市の指定する就職に有利な資格、経済的自立に効果的な資格の取得をめざし、1年以上修学する場合に、養成訓練の受講期間において生活の負担の軽減を図るため高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、高等職業訓練修了支援給付金が受講修了後に支給されます。

令和3年度より、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を越えない範囲で支給されることになりました。

(対象者：東大阪市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の全ての要件を満たす方)

- ・児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の方
- ・修学年限1年以上の養成機関において一定の課程を修学し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・過去にこの促進費を受給していない方

### <高等職業訓練促進給付金>

(支給期間)

修学する期間の全期間(上限48月)

※申請月分からの支給となります。

(支給額)

前年度市民税	非課税世帯	月額100,000円
〃	課税世帯	月額 70,500円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12ヶ月については、

前年度市民税	非課税世帯	月額140,000円
〃	課税世帯	月額110,500円

### <高等職業訓練修了支援給付金> ※入学時から母子家庭の母又は父子家庭の父のみ対象

(支給時期)

入学金の負担を考慮し、修了後に支給します(1回限り)

(支給額)

前年度市民税	非課税世帯	50,000円
〃	課税世帯	25,000円

※指定する資格は資格取得後に当該職種への就労が見込まれる専門的な資格(看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)です。

(問合先) >>> 子ども家庭課(本庁7階) TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3817  
福祉事務所子育て支援係(P1参照)

## ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子で、現に20歳未満の児童を扶養しているものをいう。）及びひとり親家庭の児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の児童をいう。）が、より良い条件での就業や転職のため、高等学校卒業程度認定試験の合格をめざし、試験合格のための対策講座等を受講した場合に、受講費用の軽減を図り、ひとり親家庭の学び直しを支援するための給付金を支給します。ただし、講座の受講開始までに事前相談・申請が必要です。

対象者：東大阪市内に居住するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童で、次の全ての要件を満たす方。対象講座の指定申請時及び支給申請時に対象要件を満たしておく必要があります。

- 高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者等既に大学入学資格を取得していないこと。
- 児童扶養手当の支給を受けていること、又は同様の所得水準にあること。
- 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況等から判断して、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- 過去に受講修了時給付金及び合格時給付金を受給していないこと。

（支給額）

- ① 受講開始時給付金  
受講費用の3割相当額（4,001円以上75,000円以下）
- ② 受講修了時給付金  
受講費用の4割相当額 － ①の給付額（4,001円以上100,000円以下）
- ③ 合格時給付金  
受講費用の2割相当額（①・②・③を合わせた給付額の上限は150,000円）

※ただし、令和3年度中（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に講座を修了した場合は、

- ① 受講修了時給付金  
受講費用の4割相当額（4,001円以上100,000円以下）
- ② 合格時給付金  
受講費用の2割相当額（①と②を合わせた給付額の上限は150,000円）

（問合先）>>> 子ども家庭課（本庁7階）TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3817  
福祉事務所子育て支援係（P1参照）

## ◆ 自立のための資格取得に向けての貸付制度

### <ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業>

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざす場合に、入学準備金・就職準備金の貸付をします。

※無利子（保証人が必要です）。保証人がいない場合は有利子になります。

（貸付額）入学準備金・・・養成機関への入学時に50万円

就職準備金・・・養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に20万円

（返還免除）養成機関卒業から1年以内に取得の資格を活かして就職し、大阪府内において、5年間その職に従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

（問合先）>>> （福）大阪府母子寡婦福祉連合会 TEL06-6748-0263

### <母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 技能習得資金>

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が自立のために知識技能を習得する際に必要な費用に充当する資金の貸付をします。（詳細はP18～22参照）

（問合先）>>> 福祉事務所子育て支援係（P1参照）

### <大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金>

大阪府内の保育士の養成施設に在学中の方で、卒業後、保育士として大阪府内の保育所等の施設で、児童の保護等の業務に従事しようとする意思を有している方に修学資金の貸与を行っています。府内に在住していること、連帯保証人や在学する養成施設の推薦状が必要なこと等条件があります。養成施設に入学後、養成施設を通じて申請できます。養成施設卒業後、児童の保護等の業務に5年間引き続き従事した場合、修学資金の返還は免除となります。

（申請窓口）>>> 在学及び進学する養成施設

（問合先）>>> 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター  
TEL06-6776-2943

### <大阪府社会福祉協議会 介護福祉士修学資金>

大阪府内の貸付対象校となっている介護福祉士養成施設に在学中の方で、卒業後、介護福祉士として府内の社会福祉施設等で介護又は相談援助の業務に引き続き5年以上従事しようとする意思を有している方に修学資金の貸与を行っています。府内に在住していること、連帯保証人や在学する養成施設の推薦状が必要なこと等条件があります。養成施設に入学後、養成施設を通じて申請できます。養成施設卒業後、介護等の業務に5年間引き続き従事した場合、修学資金の返還は免除となります。

（申請窓口）>>> 在学及び進学する養成施設

（問合先）>>> 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター  
TEL06-6776-2943



## 4. 教育費のこと

1) 高等学校・大学・短期大学・専修学校（専門課程）へのご進学・在学中の場合の奨学金制度等

### ◆日本学生支援機構奨学金貸付

高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校等に在学する学生生徒を対象とし、能力がありながら経済的理由により修学が困難な者に奨学金貸付を行っています。

（問合先）>>> 在籍する学校の奨学金窓口

### ◆大阪府育英会奨学金・大阪府育英会入学資金貸付

向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な高等学校等に在学する生徒に対し、学資を貸付しています。また、高等学校等へ入学する際に、必要な経費の支弁が困難な方に資金の貸付を行っています。

（問合先）>>> （財）大阪府育英会 TEL06-6357-6272

**日本学生支援機構や大阪府育英会では予約申請制度がありますので、申請期間内に**

**在学されている学校を通じて必ず手続きをしてください。**

### ◆東大阪市入学準備金貸与

経済的な理由で高校・大学等への就学が困難な方に対して、選考のうえ、無利子で入学準備金を貸与する制度があります。（申請時期が決まっております。詳しくはお問合せください。）

（問合先）>>> 東大阪市教育委員会学事課支援チーム（本庁 17 階）

TEL06-4309-3272 FAX06-4309-3838

## ◆減免等の制度について

### <高等教育の修学支援新制度>

しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確認できるよう、令和2年4月より「高等教育の修学支援新制度」が開始されました。

この制度では、住民税非課税世帯・準する世帯の学生を対象に、授業料等の減免と給付型奨学金の支給により、高等教育にかかる授業料等の負担を軽減します。

詳しくは、下記の文部科学省ホームページをご覧ください。

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



### <高等学校等就学支援金>

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」）を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。「就学支援金」は、学校設置者（学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

国公立問わず、市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額が50万7,000円未満の世帯に「就学支援金」が支給されます。「就学支援金」を受け取るには、進学先の高校で配布されます申請書（4月の入学時）、届出書（毎年6～7月頃）に必要な書類（個人番号カード（マイナンバーカード）のコピー等）を添えてご提出いただくことが必要です。

また、保護者の所得によって、私立高校生等の世帯の方には「就学支援金」が加算される場合があります。

詳しくは、下記の文部科学省ホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm)



### <私立高等学校等授業料支援補助金>

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択ができる機会を保障するため、国の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。

補助の要件は、生徒及びその保護者（親権者両方）が大阪府内に住所を有していること、「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在籍していること、「就学支援金」を受給していること、保護者の所得（親権者合算）が所得要件を満たしていること等の条件がありますので、ご注意ください。

詳しくは、下記の大阪府ホームページをご覧ください。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

（問合先）>>> 在籍する高校等の事務室

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL06-6910-8001 FAX06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課 高等学校等授業料支援担当

TEL 06-6941-0351（代表）



## <奨学のための給付金>

大阪府では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯（市府民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯）の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給しています。

給付の要件は、「高等学校等就学支援金」の支給対象校に在学していること、生徒が平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること等の条件がありますので、ご注意ください。

詳しくは、下記の大阪府ホームページをご覧ください。

「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

「私立高等学校等奨学のための給付金について」

[http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku\\_kyuuhu.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhu.html)



（問合先）>>>（国公立・私立共通）大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL06-6910-8001 FAX06-6910-8005

（国公立高等学校等）大阪府 教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL 06-6941-0351（代表）

（私立高等学校等）大阪府 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当

TEL 06-6941-0351（代表）

## 2) 小学校・中学校を対象とした制度

### <小・中・義務教育学校の就学援助費制度>

経済的な理由のために就学が困難な市立小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者に、就学援助費（学用品費等、入学準備費、学校給食費、修学旅行費、臨海・林間学舎費、学校保健安全法で定める疾病の治療に要する医療費）が支給されます。ただし、所得額の制限があります。

※入学準備費については翌年度入学予定の児童が対象になります。

申請は入学前の3月が締め切りになりますのでご注意ください。

（問合先）>>> 東大阪市教育委員会学事課支援チーム（本庁17階） TEL06-4309-3272

## 5. 養育費のこと

養育費について取り決めをしておくことは、お子さんの生活や将来のために大切なことです。また、取り決めをする際は、公正証書や調停調書など公的な書類にしておくことで、万一不払いの際に差押え等ができるようになります。

市では、継続的な養育費の受け取りを目指し、ひとり親家庭の方への支援を行っています。まずは、お気軽にご相談ください。

### ◆養育費確保支援補助金

離婚をする際に、養育費の取り決めをしたにもかかわらず、養育費が支払われなくなった場合や、支払われない恐れがある場合、養育費の立て替えや督促を保証会社が行う「**養育費保証契約**」があります。

市では、1回に限り、この保証契約の初回保証料を補助します。

※この契約には、公正証書や調停調書等での養育費の取り決めが必要です。

※市が養育費の立替えを行うものではありません。

(対象者：東大阪市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の全ての要件を満たす方)

- ・児童扶養手当の支給を受けていること、又は同様の所得水準にあること。
- ・養育費の取り決めの対象となる児童(20才未満の者に限ります)を扶養していること。
- ・養育費の取り決めに係る債務名義(※1)を有していること。
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
- ・過去に同様の補助金を交付されていないこと。

※1 公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、確定判決等のこと。

(補助の対象)

保証会社と養育費保証契約を締結する際に、初回保証料として本人が負担する費用  
(上限は月額養育費相当額で最高5万円まで)

(申請期限)

養育費保証契約を締結した日の属する年度の3月31日まで

(問合先) >>> 子ども家庭課(本庁7階) TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3817  
福祉事務所子育て支援係(P1参照)

## ◆公正証書等作成支援補助金

公証役場や家庭裁判所で公正証書（強制執行認諾約款付公正証書に限ります）や調停調書等を作成した際に、本人が負担した費用の一部または全部を市が補助します。

（対象者：東大阪市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の全ての要件を満たす方）

- ・ 児童扶養手当の支給を受けていること、又は同様の所得水準にあること。
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の者に限ります)を扶養していること。
- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義(※1)を有していること。
- ・ 過去に同一の児童を対象として、他自治体を含め公正証書等作成にかかる補助金を交付されていないこと。

※1 公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、確定判決等のこと。

（補助の対象）

公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立て又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代で、本人が負担した費用（上限3万円）

（申請期限）

公正証書等を作成した日の属する年度の3月31日まで

（問合先）>>> 子ども家庭課（本庁7階）TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3817  
福祉事務所子育て支援係（P1参照）

## 6. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付について

貸付金の対象は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方等です。  
詳しくは、お問い合わせください。

### ◆申請について・・・必ず、事前にご確認ください。

1. この貸付制度は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子どもの福祉を増進するためのものであり、真に必要なとされる場合にお貸しする資金ですので、必ずご本人自身でご相談、申請等を行ってください。
2. この貸付金は、既に借りている借金の返済等のために充てることはできません。
3. 貸付申請書を福祉事務所が受理する前に貸付の目的となる事業計画等に着手した場合や、学校の入学金等を既に納入した場合等は、貸付の対象となりませんのでご注意ください。（貸付要件を事前にご確認ください。）
4. 貸付申請（申込）から貸付金の決定・振込みまで一定の日数（1～2ヶ月）を要します。弾力的な資金計画を立て、早めに福祉事務所にご相談ください。  
月額貸付は、申請月よりの適用となります。
5. 貸付にあたっては、貸付審査会に諮られる等、貸付の可否について審査されます。
6. 資金には、有利子・無利子のものがあります。（一覧を参照ください）
7. 申請の際には、貸付申請書のほか、提出書類（住民票や在学証明書等）が必要です。申請にかかる必要書類の発行等の経費は、申請者のご負担となります。
8. 就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金については、子どもさんが連帯借受人となります。ただし、お母さんやお父さんが借受人になれない場合は、子どもさん自身が貸付を受け、親等が法定代理人となり、連帯保証人が必要になります。詳しくは福祉事務所でご相談ください。
9. 貸付・償還（返済）中に、ご住所・お名前等に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

### ◆連帯保証人について（法的に借受人と同じ立場で支払義務があります。）

原則として、連帯保証人が必要です。（原則、60歳以下で収入がある等の条件があります。）  
詳しくは福祉事務所にお問い合わせください。

## ◆償還（返済）について

1. 償還（返済）が始まる前に「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還開始通知書」をお送りいたします。
2. 貸付申請時に届出いただいている預貯金口座から、口座振替で償還金を返済していただきます。
3. 完済された方には、「完済通知書」をお送りいたします。

- ※ 償還金の入金確認には、納入いただいた日から1週間～10日程度要します。
- ※ 納入の確認ができない場合等、連帯保証人の方に連絡を入れる場合もあります。
- ※ 償還金を滞納された場合は、督促状を送付します。なお、やむを得ない理由がある場合を除き、違約金（年3%）を徴収します。

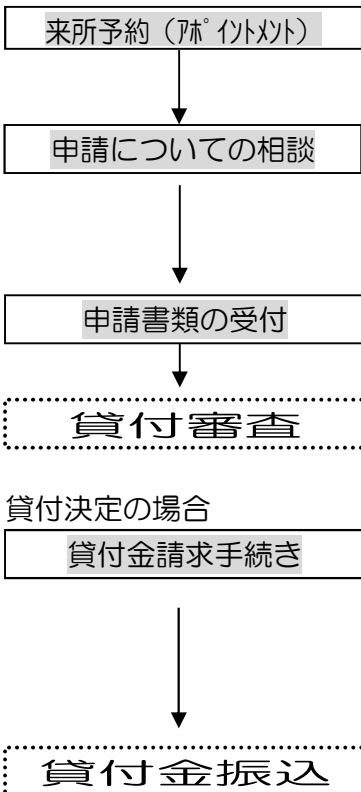
この資金については、貸付を受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しており、予定どおり入金されませんと、資金に不足が生じ、必要とされる方に貸付できなくなりますので、趣旨をご理解いただき、適正な償還（返済）をお願いいたします。

※ 母子・父子・寡婦福祉資金は、給付ではありません。

（問合先）≫≫ 福祉事務所子育て支援係（P 1 参照）

## < 東大阪市母子・父子・寡婦福祉資金の申請・貸付・償還（返済）の流れ >

### 《申請・貸付決定・振込》



各福祉事務所へご相談に行かれる前に、必ず、訪問日時を予約してください。

#### 各福祉事務所

貸付要件に該当するかどうか、連帯保証人のこと、償還（返済）のこと等を十分にお話してください。貸付申請書、作成書類等について、お聞きください。

#### 各福祉事務所

必要書類を提出してください。

#### 子ども家庭課

提出された書類をもとに、貸付について審査を行います。

#### 各福祉事務所

借用書・印鑑登録証明書（申請者・連帯保証人各1通）を提出してください。通知書受領後、30日以内に手続きしてください。

\*印鑑登録証明書は発行後3ヶ月以内のもので、原本が必要です。

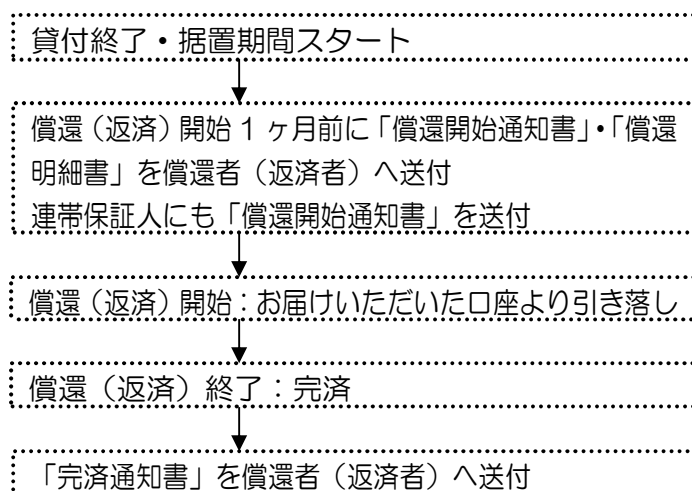
#### 子ども家庭課

借用書受領後、口座振替依頼書に記入された金融機関にできる限り速やかに振り込みます。

\* 申請書類の受付から貸付金振込まで、1ヶ月～2ヶ月程度要します。

\* 継続貸付の場合、年度毎に、要件を満たしておられるかどうか（在学状況とひとり親家庭であること等）の確認を行います。

### 《償還（返済）》



#### 子ども家庭課

※口座振替は、毎月月末（土日祝日の場合は、翌営業日）に行います。口座に十分な資金があるかどうか確認してください。引き落としできなかった場合、翌月に納付書をお送りしますので、期限までに納入してください。

★ 氏名・住所等の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。



## 令和5年度 母子・父子・寡婦福祉資金一覧

★利子欄の「※無利子」とは条件付き（連帯保証人を立てる）で無利子になる資金で、有利子となる場合があるもの。

資金名 資金使途	貸付限度額（月額・円）						償還 期間	据置 期間	利子						
	限度額の範囲内で、学校案内等に記載されている授業料等を申請した月からの月数で割った額。														
	学校等種別		学年別			1年	2年	3年	4年	5年					
<b>修学資金</b>  児童又は寡婦が扶養している子が、高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金  ※ 高校授業料実質無償化のため、授業料及び授業料相当分は、原則、貸付対象外	高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000					20年以内	ただし、専修学校に就学する児童にあって、一般課程を履修する者は5年以内	卒業後6ヶ月	無利子	
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500									
		専修学校 (高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000								
				自宅外通学	52,500	52,500	52,500								
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500							
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500							
		私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500							
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000							
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500										
			自宅外通学	78,000	78,000										
	短期大学	私立	自宅通学	89,000	89,000										
			自宅外通学	93,500	93,500										
	上段:専修学校 下段:短期大学	私立	自宅通学	126,500	126,500										
			自宅外通学	131,000	131,000										
	大 学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000								
自宅外通学			108,500	108,500	108,500	108,500									
私立		自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500									
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000									
大 学 院	修 士 課 程		132,000	132,000											
	博 士 課 程		183,000	183,000	183,000										
専修学校(一般課程)			52,500	52,500											

- 有利子の利率については、平成28年4月1日以降の貸付から年1%、平成28年3月31日までの貸付は年1.5%
- 専修学校(専門課程)は、日本学生支援機構学資貸与対象校のみ貸付対象。また、専修学校(高等課程)は、大阪府育英会対象校のみ貸付対象
- 日本学生支援機構奨学金貸与対象者については、必要と認められる場合は、日本学生支援機構貸与月額との差額の範囲内で貸付
- 大阪府育英会奨学金貸与対象者については、必要と認められる場合は、大阪府育英会貸与年額との差額の範囲内で貸付
- 授業料の減免制度や助成制度、他の貸付制度等を活用されている場合は、必ず申し出てください

資金名	資金用途	貸付限度額(円)		償還期間	据置期間	利子
		※貸付限度額の範囲内で、必要と認められる金額				
就学支度資金	児童又は寡婦が扶養している子が、高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金(授業料については「修学資金」又は「修業資金」となります。)	区分	入学金等	20年以内	卒業後 6ヶ月	無利子
		小学校	64,300			
		中学校	81,000			
		高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	国公立の場合: 150,000(160,000) 私立の場合: 410,000(420,000)			
		大学、短期大学 専修学校(専門課程) 大学院	国公立の場合: 410,000(420,000) 私立の場合: 580,000(590,000)	5年以内		
		修業(中卒)	150,000(160,000)			
		修業(高卒)	272,000(282,000)			
専修学校(一般課程)	150,000(160,000)	( )内は、自宅外通学の場合				
修業資金	児童又は寡婦が扶養している子が、就労するのに必要な知識技能を修得するに際し授業料等に充てる資金	月額(5年を限度) (自動車運転免許取得(ただし、高校3年等在学時に就職内定等を受けた児童 460,000))	68,000	20年以内	習得期間 満了後1年	無利子
技能習得資金	母親又は父親本人が、就労するのに必要な知識技能を習得するに際し、授業料等に充てる資金	月額(5年を限度) (直接就労に必要な場合の自動車運転免許取得)	68,000 460,000	20年以内	習得期間 満了後1年	※無利子
生活資金	【知識技能を習得している期間】 技能習得期間中の生活に必要な資金	月額(5年を限度)	141,000	20年以内	習得期間 満了後6ヶ月	※無利子
	【医療又は介護を受けている期間】 医療介護を受けている期間において生活費を補給する資金	月額(1年を限度)	108,000	5年以内	医療介護期間 満了後6ヶ月	※無利子
	【失業貸付期間】 失業期間中の一時的な生活困窮時の生活費を補給する資金	月額(1年を限度)	108,000	5年以内	6ヶ月	※無利子
	【生活安定貸付期間】 配偶者のない女子又は配偶者のない男子となって7年未満の世帯の生活費を補給する資金	月額(2年を限度) (養育費取得のための裁判費用は12ヶ月相当の一括貸付が可能)	108,000	8年以内	貸付期間 満了後6ヶ月	※無利子
就職支度資金	母親又は父親本人及び扶養している子が就職の際に必要な資金	105,000 (通勤不便地における通勤用自動車購入の場合 340,000)	6年以内	1年	※無利子 無利子	
医療介護資金	母親又は父親本人及び児童が医療を受けるのに必要な費用に充てる資金	(限度:1年) (特に経済的に困難な事情にあると認められる場合)	340,000 480,000	5年以内	医療期間 満了後6ヶ月	※無利子
	母親又は父親本人が、介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要となる費用に充てる資金	(限度:1年)	500,000	5年以内	介護期間 満了後6ヶ月	※無利子
事業開始資金	事業を始めるための資金	3,260,000	7年以内	1年	※無利子	
事業継続資金	事業を続けるための資金	1,630,000	7年以内	6ヶ月	※無利子	
結婚資金	児童又は寡婦が扶養している子の婚姻に際し、挙式披露・家具購入等の費用に充てる資金	310,000	5年以内	6ヶ月	※無利子	
住宅資金	現に居住・所有する住宅を補修・保全等するのに必要な費用に充てる資金	1,500,000 (災害等特別な場合 2,000,000)	6年以内 (7年以内)	6ヶ月	※無利子	
転宅資金	住居の移転に際し必要な敷金・保全等するのに必要な費用に充てる資金	260,000	3年以内	6ヶ月	※無利子	

## 7. 子どもの居場所のこと

### ◆子ども食堂

東大阪市では、「東大阪市食の提供を伴う子どもの居場所づくり支援事業」として、地域の子どもたちが、食を通じた団らんの中で子ども同士や地域の大人と関わることで、安心感や連帯感が得られ、社会性・自主性などを身につけることができるような子どもの居場所づくりに取り組む団体に対し、安全・安心にかかる費用等、運営費の一部を補助しています。

東大阪市内の補助交付団体（子ども食堂）については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000022998.html>

※新型コロナウイルス感染症の影響で子ども食堂を中止している場合があります。



### ◆小学生を対象とした学習支援

東大阪市では「東大阪市学習を伴う子どもの居場所づくり支援事業」として、地域の社会福祉施設に協力をいただき、施設内において子どもたちの学習習慣の定着や学習意欲の向上を目指して、小学生を対象とした学習のサポートを行っています。

各施設ともに、利用者が定員に達した場合は利用できません。

すでに定員に達している施設もありますので、まずは利用状況を子ども家庭課までお問合せください。

実施場所については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023887.html>

※新型コロナウイルス感染症の影響で学習支援を中止している場合があります。



(問合せ) ≫≫ 子ども家庭課（本庁7階） TEL06-4309-3194 FAX06-4309-3817

## 8. くらしのこと

### ◆児童扶養手当

ひとり親家庭等の父か母、又は養育者が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護するときに支給されます。なお、所得額が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

(問合先) >>> 国民年金課 (本庁3階)

TEL 06-4309-3165 FAX06-4309-3805

### ◆遺族基礎年金・遺族厚生(共済)年金

国民年金に加入し一定期間以上保険料を納付している方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に遺族基礎年金が支給されます。

また、死亡した方が厚生(共済)年金の被保険者であった等の場合には、その方によって生計を維持されていた遺族に、遺族厚生(共済)年金が加算されることがあります。

※子・・・18歳になった後の最初の3月31日まで(一定の障害状態にある場合には20歳未満まで)

(問合先) >>> 東大阪年金事務所(東大阪市永和1-15-14)

TEL 06-6722-6001 FAX 06-6725-0838

国民年金課(本庁3階)

TEL 06-4309-3165 FAX 06-4309-3805

### ◆ひとり親家庭医療費助成事業

児童扶養手当、遺族年金等を受けているひとり親家庭(18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子と、その子を監護している父、母又は養育者)の方が、医療機関等で受診されたときに支払う保険診療の自己負担金の一部を助成するものです。ただし、1つの医療機関等につき、1日最大500円(月2日限度)を自己負担していただきます。なお、所得制限等があります。

(問合先) >>> 医療助成課(本庁3階) TEL 06-4309-3166 FAX 06-4309-3805

### ◆保育所等への入所

就労等いろいろな事情で、家庭において保育ができない乳幼児を、保護者に代わって保育をします。

また、ひとり親の方に対しては、保育料の減免も行っております。

(問合先) >>> 福祉事務所子育て支援係(P1参照)

施設利用相談課 (本庁7階) TEL06-4309-3202

施設給付課(減免担当) (本庁7階) TEL06-4309-3195

### ◆育児相談等

育児に関する様々な悩みや疑問など、子育てサポーターが相談にのります。

保護者さまの気持ちに寄り添い、一緒に考え、適切な機関を紹介することもできます。

(問合先) >>> 施設給付課 (本庁7階) TEL06-4309-3302

福祉事務所子育て支援係(P1参照)(火・金曜日)

## ◆ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をしたい方（援助会員）と、育児の援助を受けたい方（依頼会員）からなる、有償の会員相互援助活動です。

（問合先）≫ 東大阪市ファミリー・サポート・センター TEL06-6785-2625

## ◆子育て短期支援事業

保護者が出産、疾病、看護、事故および災害等（ショートステイ）、仕事のため帰宅が常に夜間にわたる等（トワイライトステイ）一時的に家庭において児童の養育が困難となった場合に児童を預けることができます。（有料）

（問合先）≫ 子ども見守り相談センター子ども相談課（本庁7階） TEL06-4309-3197

## ◆母子生活支援施設

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため子どもの養育が十分できない場合に子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。（入所している子どもは満20歳に達するまで入所延長できます。）母子生活支援施設では、生活相談や子どもの指導にあたる職員が母子の自立を支援しています。

（問合先）≫ 福祉事務所子育て支援係（P1参照）

## ◆JR通勤定期乗車券の特別割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと3割引で購入できます。（顔写真必要4cm×3cm）

（問合先）≫ 国民年金課（本庁3階）  
TEL06-4309-3165 FAX 06-4309-3805

## ◆東大阪市営住宅 期限付き若年者世帯向け募集

東大阪市営住宅への入居者募集時には、「期限付き若年者世帯向け」の募集枠を設けています。

若年者世帯への生活支援を目的としており、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に募集しています。

当該住宅は、入居承認から10年経過後に、住宅を返還していただく期限付き住宅です。

◎市営住宅の申込には申込資格等がございますので、入居の申込をされる場合は、申込のしおりを最後までよくお読みいただき、理解した上でお申込ください。

（問合先）≫ 東大阪市営住宅管理センター TEL06-6788-8001 FAX 06-6788-8005

東大阪市営住宅は、住宅に困っている低所得者のために建てられた公営の賃貸住宅です。このため、他の民間住宅とは異なり、入居者の収入に応じた家賃制度（応能応益家賃）をはじめ、入居の申込から退去に至るまで、公営住宅法や東大阪市営住宅条例等に基づいた様々な制度や義務が課せられています。

## ◆府営住宅の福祉世帯向け募集

母子家庭で住宅にお困りの方については、府営住宅の入居募集を、一般世帯向け募集とは別に行っています。  
なお、収入基準、家賃等は一般の府営住宅と同じです。

夫の暴力等により婚姻関係が事実上破綻している場合等で、母子家庭に準じる状況にある世帯として所定の機関の証明を受けられる場合も該当します。

募集時期等については下記にお問い合わせください。

(問合せ先)

府営住宅のある地域	問合せ先
豊中市・池田市・吹田市・箕面市（東三国2丁目住宅を含む）	千里管理センター（株東急コミュニティー） TEL06-6155-2782
高槻市・茨木市・摂津市・島本町	高槻管理センター（株東急コミュニティー） TEL072-685-1092
枚方市・大東市・四條畷市・交野市 （村野住宅、大東朋来住宅およびペア大東朋来住宅を除く）	枚方管理センター（近鉄住宅管理株） TEL072-861-1091
大東朋来住宅およびペア大東朋来住宅	大東朋来管理センター（日本管財株） TEL072-800-6141
村野住宅	村野管理センター（日本管財株） TEL072-807-6755
守口市・寝屋川市・門真市	寝屋川管理センター（日本管財株） TEL072-812-2860
東大阪市 （大東朋来住宅を除く）	布施管理センター（近鉄住宅管理株） TEL06-6789-0321
大阪市・八尾市・松原市・柏原市・羽曳野市・ 藤井寺市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市 （東三国2丁目住宅を除く）	藤井寺管理センター（日本管財株） TEL072-930-1093
堺市堺区・中区・東区・西区・北区・美原区・ 泉大津市・和泉市・高石市・忠岡町	堺東管理センター（株東急コミュニティー） TEL072-221-1083
堺市南区（泉北ニュータウン）	泉北管理センター（株東急コミュニティー） TEL072-290-6073
岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・ 熊取町・田尻町・岬町	泉佐野管理センター（株東急コミュニティー） TEL072-458-2852

(申込用紙配布場所) 福祉事務所、府民情報プラザ（府税事務所）、各管理センター、大阪府庁別館（住宅相談室）等  
(府営住宅に関するホームページ)

[https://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku\\_kikaku/boshuigyoy/](https://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/boshuigyoy/)



または <http://www.osaka-kousha.or.jp/index.html>



## ◆その他の相談窓口

相談名	日時・場所	相談担当	内容	電話・ファックス
養育費 (弁護士による相談)	本庁1階相談室 ・毎月第4木曜日 時間 13:00~15:50 人数 5人 ※無料 要電話予約	弁護士	面接による離婚、養育費、ひとり親に関する法律相談	子ども家庭課 TEL 06-4309-3194 FAX 06-4309-3817
女性のための相談	男女共同参画センター 休館日：月曜日（祝日の場合は開館、その翌日が休館）及び年末年始（12月29日~1月3日） ■電話相談 10:00~16:00 （火曜日から日曜日） うち第4火曜日（休館日の場合は第3火曜日）のみ 18:00~20:00も実施 ■面接相談（予約制） 火・木・土曜日 10:00~12:00 （第5週目は除く） 13:00~16:00 うち第4火曜日（休館日の場合は第3火曜日）のみ 18:00~20:00も実施 ■労働相談（予約制） 第2土曜日（原則）13:30~16:20 ■法律相談（予約制） 第1水曜日（原則）13:00~16:00 （5月、8月、11月、2月については第3水曜日も実施） がいこくご そうだん かんぜんよやくせい ※外国語での相談（完全予約制） にほんご はな かた よやく ◎日本語が話せない方の予約 か きんようび 火~金曜日 10:00~16:00 しゅくじつのみ （祝日除く） ◎日本語が話せる方の予約 火~日曜日 10:00~16:00 （休館日は除く）	相談員 相談員 女性の社会保険労務士 女性の弁護士 そうだんいん 相談員	女性が抱える様々な問題についての相談	TEL 072-960-9201 FAX 072-960-9207 電話相談専用電話 TEL 072-960-9206 面接・労働・法律相談の予約はこちらまで 予約専用電話 TEL 072-960-9205 にほんご はな ◎日本語が話せない方 TEL 06-4309-3311 ひがしおおさかしやくしよないたふんか （東大阪市役所内多文化 きょうせいじょうほう 共生情報プラザ） ◎日本語が話せる方 TEL 072-960-9205

相談名	日時・場所	相談担当	内容	電話・ファックス
男性のための相談	男女共同参画センター ■電話相談 第1土曜日 13:00~17:00 第3水曜日 19:00~21:00	専門相談員 (男性)	仕事や家庭等に関する 様々な男性の悩みにつ いての相談	電話相談専用電話 TEL 072-966-5002
DV 専門相談	DV 相談専用ダイヤル 月~金曜日 (祝休日、12月29日~翌 年1月3日を除く) 9:00~17:30	DV 専門相 談員	DVに関する専門相談	TEL 06-4309-3191
家庭と児童 の相談	子ども見守り相談センター 子ども相談課 月~金曜日 9:00~17:30 ※祝日・年末年始を除く。	家庭児童相 談員	子どもの発達 しつけ や体罰等、子どもに関す る相談	子ども見守り相談センター 子ども相談課 TEL 06-4309-3197
家庭と児童 の相談	24 時間子育て相談ダイヤル 24 時間・356 日	専門相談員	子どもの発達 しつけ や体罰等、子どもに関す る相談	TEL 0800-300-7920
ヤングケア ラーに関する 相談窓口	子ども見守り相談センター 子ども相談課 月~金曜日 9:00~17:30 ※祝日・年末年始を除く。	家庭児童相 談員	ヤングケアラー (本来大 人が担うような家族の ケアなどを日常的に行 っている子ども) につ いての相談	子ども見守り相談センター 子ども相談課 TEL 06-4309-3197
教 育	教育センター来所相談 (電話予約制) 月~金曜日、第2・3土曜日 (初回は月~金曜日のみ) ※祝日・年末年始を除く。	相談員	3歳半から18歳程度ま での子どもについての 教育・発達に関する相談	TEL 06-6727-0113



相談名	日時・場所	相談担当	内容	電話・ファックス
弁護士による法律相談	<p>●本庁1階相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月・水・金曜日 時間 13:00~16:30 人数 14人</li> <li>・第2火曜日(夕方相談) 時間 17:00~19:55 人数 12人</li> <li>・第4土曜日 時間 9:00~11:55 人数 12人</li> </ul> <p>●リージョンセンター</p> <p>時間 いずれも13:00~16:00 人数 各7人</p> <p>日 下 : 奇数月の第2火曜日 四 条 : 第2・4木曜日 中鴻池 : 偶数月の第4火曜日 若江岩田駅前: 第1・3木曜日 楠 根 : 偶数月の第2火曜日 布施駅前 : 第1・3火曜日 近江堂 : 奇数月の第4火曜日</p>	弁護士	専門的な知識の必要な法律問題についての相談	<p>1週間先までの予約が可能。 1人30分。 相談できる回数は、内容にかかわらず同月内に一回限り。 電話もしくは来庁にて予約。</p> <p>市政情報相談課 TEL 06-4309-3104 FAX 06-4309-3801</p>
司法書士による相談	<p>本庁1階相談室 第3木曜日 10:00~11:40 &lt;1週間前から予約が可能。(申込先着10人)&gt;</p>	司法書士	相続、遺言、成年後見業務、不動産・会社等の登記手続等	<p>市政情報相談課 TEL 06-4309-3104 FAX 06-4309-3801</p>
行政書士による相談	<p>本庁1階相談室 第1火曜日 13:00~15:00 &lt;当日先着順&gt;</p>	行政書士	遺言・相続・内容証明・各種契約書の作成、建築業等の許認可申請、会社設立、外国人の帰化等	<p>市政情報相談課 TEL 06-4309-3104 FAX 06-4309-3801</p>
社会保険労務士による相談	<p>本庁1階相談室 第2木曜日 13:00~15:30 &lt;当日先着10人&gt;</p>	社会保険労務士	年金・健康保険・労災保険・雇用保険の手続き・労働トラブル等	
生活保護	東・中・西福祉事務所	ケースワーカー	<p>生活にお困りの方に、次のような保護を行い、自力で生活できるように手助けします。</p> <p>○生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助等</p>	<p>東福祉事務所保護課 TEL 072-988-6616</p> <p>中福祉事務所保護課 TEL 072-960-9271~9272</p> <p>西福祉事務所保護課 TEL 06-6784-7696</p>

★本冊子で掲載している内容は、令和5年4月時点のものです。今後、制度等の変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。